

(仮称)南伊勢ウィンドファームに係る計画段階環境配慮書に対する 三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである一方、奥伊勢宮川峡県立自然公園区域に指定された地域を含む広大な山林を開発するものであり自然環境への影響が懸念されることから、改変面積を最小に留める等により現状の自然環境を極力保全する事業計画とすること。
また、自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確にし、方法書に記載すること。
- 2 事業実施にあたっては、「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(2017年3月資源エネルギー庁)に基づき、地域住民や自治体等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めること。
- 3 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させるとともに、検討の経緯を明らかにすること。
- 4 個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。
- 5 環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(個別的事項)

1 騒音等及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音、並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

2 水環境

事業実施想定区域には水源かん養保安林及び三重県水源地域の保全に関する条例に基づき水源地域に指定された地域が存在し、下流域を含め周辺地域には水道水源が存在する。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、改変を必要最小限に留める等により、土砂の発生や濁水等による水環境への影響を回避又は極力低減すること。

3 動物

事業実施想定区域及びその周囲では、希少猛禽類及びコウモリ類の生息情報があること、三重県指定希少野生動植物種であるサシバ等の渡りの経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備へのバードストライク及びバットストライク、移動経路の阻害等による鳥類及びコウモリ類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、既存の調査結果や、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類及びコウモリ類に関する適切な調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類及びコウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

4 植物

事業実施想定区域の周辺には、特定植物群落として国見岩のシャクナゲ群落が存在し、群落周辺は大規模なシャクナゲ群落を含む良好な自然景観の保全を図るため、奥伊勢宮川峡県立自然公園の第3種特別地域に指定されている。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、シャクナゲ群落を含め当該地域の自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

5 景観

事業実施想定区域には、奥伊勢宮川峡県立自然公園が含まれ、また、風力発電設備の可視領域には多くの景観資源や居住地域が含まれることから、本事業の実施により、眺望景観への影響が広範囲にわたり懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、自然公園区域の改変を極力避けるとともに、主要な眺望点として居住地域を追加したうえで予測を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減すること。